

第2期 岡山市立学校園における働き方改革推進方針（概要版）

学校園における働き方改革の目的は、「学校園教育の質の向上を通じた、こどもたちへのよりよい教育の実現」です。

この目的を達成するためには、教職員が心身ともに健康で生き生きと働くことができる職場環境をつくる必要があります。

本推進方針では、目標を「教職員のウェルビーイングの向上」と定め、目標の達成に向けて、高度専門職である教職員が教職員でなければできない業務に専念できるよう、「働きがい」「働きやすさ」「ワーク・ライフ・バランス」の観点から、様々な取組を進めていきます。

なお、本推進方針には、令和7年6月改正の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」で策定等が義務付けられた「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」を含んでいます。

期間 令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

対象 岡山市立の幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校を対象とします。

【目的】

学校園教育の質の向上を通じた、

こどもたちへのよりよい教育の実現

【目標】教職員のウェルビーイングの向上

- ① 学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現

数値目標(指標)

【時間外在校等時間(※)に関する目標】 国の目標に即して設定

- ① 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合を100%にする
- ② 1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ③ 1年間時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合を100%にする

(※) 在校等時間(在校・在園している時間から、休憩時間、勤務時間外の自己研鑽や業務外の時間を除いた時間)から正規の勤務時間(7時間45分)を引いた時間

【働きがいやワーク・ライフ・バランス等に関する目標】 岡山市の実情に応じて設定

- ④ 仕事にやりがいを感じている教職員の割合を88%以上にする
- ⑤ こどもと向き合う時間を確保できていると感じている教職員の割合を59%以上にする
- ⑥ 教職員の生活満足度(ワーク・ライフ・バランスの観点)の平均点を6.6点以上にする
- ⑦ 教職員の高ストレス者の割合を7.0%以下にする

目標達成に向けた取組

取組は、前推進方針の取組の検証結果を反映するとともに、令和7年9月に国が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の中で示した「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、取組の軸となる4本の柱とそれに基づく視点、そして優先的に取り組む具体的な事項を設定しました。

< 学校と教師の業務の3分類 >

学校以外が担うべき業務

教師以外が積極的に参画すべき業務

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

< 4本の柱 >

柱1：学校園における業務の効率化

柱2：学校園における業務の標準化、平準化

柱3：部活動等と教育課程の抜本的な見直し

柱4：教職員の意識改革と健康保持

● 柱とそれに基づく視点・取組のイメージ（例）

柱1：学校園における業務の効率化

（視点2）校務支援システム等の有効活用の徹底

取組③

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

全体で共有可能な教材のデータベース化を行い、効果的、効率的な活用を図ります。

進行管理

本推進方針については、働き方改革の一層の推進及び設定した目標の達成に向け、次のPDCAサイクルにより、進行管理を行います。

